

## DNA情報の秘密保持

大津 隆文

昨年五月『精子の選択』を投稿した際、第三者の精子を使った不妊治療について、日本はルールが未整備であることが気になった。最近の報道では、超党派で法案の検討が進められたが国会提出には至らなかった由。法案の骨子は、現在は事実上野放しになっている精子の売買は禁止、斡旋は国が許可した機関に限定、精子提供者の氏名等は独立行政法人に百年間保存等。最大の論点は不妊治療で生まれた子の「出自を知る権利」と提供者のプライバシーの兼ね合いで、開示の可否や範囲は提供者の判断に委ねるとの案に賛否両論があるようだ。

不妊治療は近年社会的ニーズが高まっており、公的なルールを設けることは喫緊の課題である。次の国会での成立を強く期待したい。

最近見たネットフリックスのドキュメンタリードラマ『我々の父親』には驚かされた。米国インディアナ州在住の女性がDNA検査を受けたのが発端。精子提供で生まれた彼女は、未知の兄弟が七人もいるとの結果報告に驚く。力を合わせて父親探しをし、行き着いた先が不妊治療に当たった医師。この事件はテレビでも取り上げられ、現在までに判明した兄弟の数は九十四人にも。地方都市なので彼等の子供達が近親結婚するリスクも小さくはない。

動機を追及された医師は「人助け」と答えている。だが不妊治療を受けていた夫婦に無断で、夫の精子に代えて自分のを使用した例はおぞましい。

興味深かったのは「23アンドミー」という民間のDNA検査機関の存在だ。本来の目的は遺伝子の関わる疾病リスクの情報提供だが、ここの検査を通じて兄弟関係が次々と判明していく。DNA検査は誕生日のプレゼントになるなど、幅広く利用されているようだ。

不思議なのは、血縁関係を明らかにするためには相手の個人情報の開示が必要であり、それがプライバシーに敏感なアメリカで可能となっていることだ。

DNAは究極的な個人情報であり、統制的な国家が個人情報を把握する動きには人権上も警戒が必要だ。